

# AZInsight

AZSA / KPMG NEWS LETTER エージーインサイト

Volume

22

2007  
August

- 三角合併特集
  - ・ 三角合併の会計処理
  - ・ 三角合併の税務
  - ・ 三角合併の解禁とその影響
- 株主資本の計数変動の会計処理
- 「IT全般統制」の留意点
- 海外トピック - 中国

# 三角合併の会計処理

あずさ監査法人 代表社員 山崎 美行

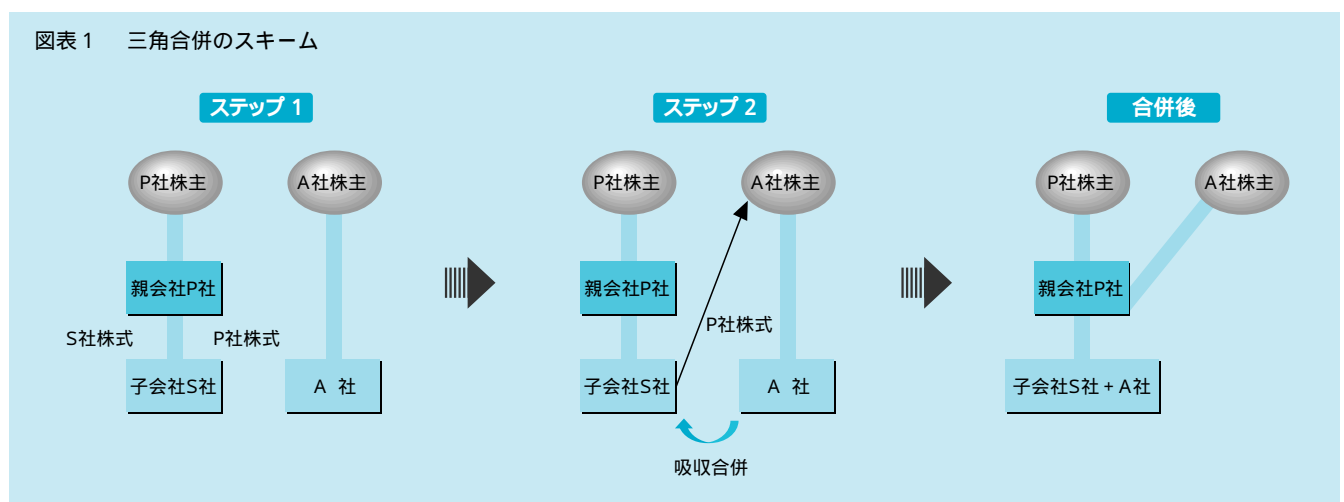
会社法に新設された対価の柔軟化規定により三角合併が認められるようになり、買収・事業再編のスキーム選択の幅が広がりました。本稿では三角合併の基本的なスキームの説明とその会計処理の解説を行います。また、三角合併と同様の結果を達成することができる代替スキームについても検討しています。これらの会計処理を比較することにより、三角合併の会計処理の理解を深めていただきたいと思います。なお、本稿の意見にかかる部分は筆者の私見であることを、あらかじめお断りしておきます。

## I 三角合併の仕組み

三角合併とは2006年5月1日施行の会社法に、対価の柔軟化規定が新設されたことによって、可能となった合併手法です。対価の柔軟化規定により、吸収合併を行う場合に、消滅会社の株主に対して交付する対価を存続会社の株式に限定することなく、金銭その他の財産をもその対価とすることができるようになりました（会749 I 2、会751 I 3）。この規定の適用時期が会社法施行の日から1年間延長されていたので、本制度は2007年5月1日から解禁となりました。この対価の柔軟化が認められたことにより、たとえば子会社が、他の会社を吸収合併して存続会社となる場合に、従来は消滅会社の株主に合併の対価として交付される対価は存続会社である子会社の株式に限定されていましたが、今日ではその親会社の株式を対価として交付する、いわゆる三角合併を行うことが可能となっています。

三角合併の具体的なスキームは以下のとおりです（図表1参照）。

図表1 三角合併のスキーム



- 1 親会社P社が子会社S社に親会社P社の株式を取得させる。
- 2 子会社S社を存続会社として他の会社A社との間で合併を行い、合併の対価として消滅会社であるA社の株主にS社の保有する親会社P社の株式を交付する。

三角合併特集 1

なお、子会社が親会社株式を取得することは、原則として禁止されていますが（会135 I）、子会社が三角合併を行う目的で親会社株式を取得する場合には、例外的にその取得を許容する規定が会社法に新設されています（会800、会135 II 5、施規23 8）。

この三角合併のスキームを活用することにより、対価として現金を必要とすることなく、また、子会社との100%親子関係を維持したまま、子会社を使って他の会社を買収することが可能となります。また、当該規定は外国法人が日本に子会社を設立し、三角合併を行うことを規制していませんので、実質的には外国法人が日本の買収対象会社を完全子会社とする株式交換を行ったのと同じ効果を得ることができ、外国法人が日本の会社の買収手法として当該制度を活用することも可能です。

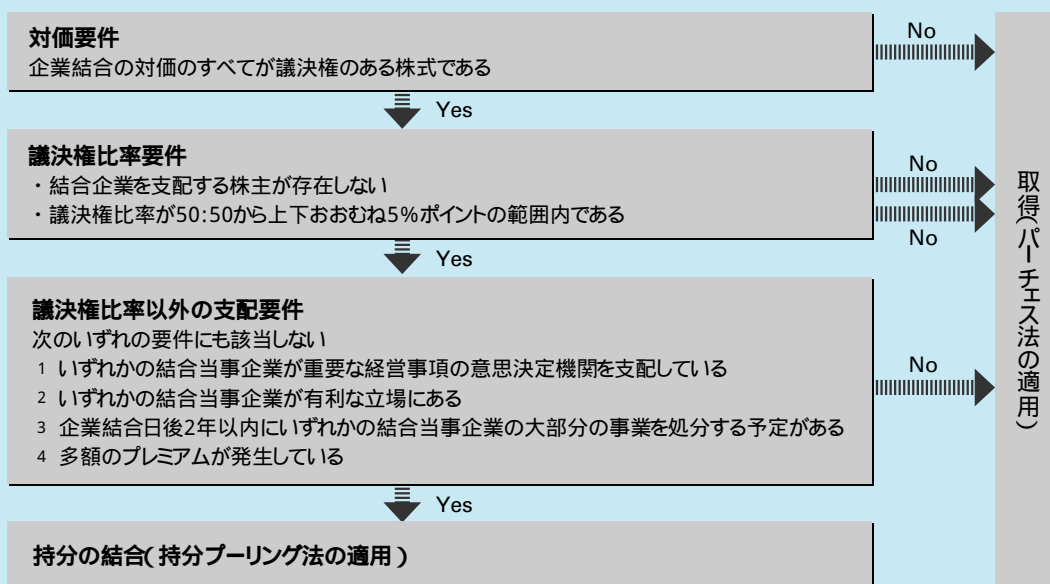
## II 三角合併の会計処理

三角合併の会計処理を行うためには、企業結合に係る会計基準（以下「企業結合会計基準」という）に従い、まず取得と持分の結合の識別判定を行わなければなりません。

### 1. 取得と持分の結合の識別判定

企業結合会計基準によれば、次の3つの要素を満たす場合には当該取引は持分の結合と判定し、持分プーリング法による会計処理を行い、持分の結合と判定されなかった取引は取得と判定され、パーチェス法による会計処理が適用されます（図表2フローチャート参照。共同支配企業の形成および共通支配下の取引と判定されるものを除く）。

図表 2 取得と持分の結合の識別フローチャート(共同支配企業の形成および共通支配下の取引と判定されるものを除く)



- 1 結合の対価が議決権のある株式である（対価要件）
- 2 結合後の議決権比率が50：50の上下おおむね5%ポイント以内（議決権比率要件）
- 3 2以外にも支配関係を示す一定の事実がない（その他の支配要件）

三角合併についてこれらの判定を行えば、まず結合の対価が結合当事企業（図表1の例でいえば子会社S社）の議決権のある株式ではないので、三角合併は常に取得と判定されてしまいます。しかし、三角合併は、実質的には、親会社の子会社を用いて行う他の会社との結合取引であり、企業結合会計上も、その取引実態にかんがみ、三角合併の特例を設けています。すなわち、親会社と他の会社との企業結合とみなして、取得と持分結合の判定を行うこととしています（企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針9項 - 以下「適用指針」という）。

## 2. 三角合併の特例

三角合併の特例規定によると、前述の例の三角合併の場合には、各判定要件が次のように適用されることとなります。

- 1 対価要件については、親会社P社の議決権のある株式が対価として交付されていけば満たされることになる。
- 2 議決権比率要件については、結合後企業（合併後の子会社S社および親会社P社の連結グループ）に対して各結合当事企業の株主（合併前の親会社P社の株主および消滅会社A社の株主）が総体として有することとなった議決権比率の割合は、合併前の親会社P社の株主と消滅会社A社の株主の議決権比率で判定することになる。また、議決権比率要件の最初に行われる結合後企業を支配する株主が存在するかどうかの判定（当該支配株主が存在する場合には、その時点で取得と判定される）についても、結合後の親会社P社の連結グループを支配している株主が存在するかどうかを判定することになる。

このように、三角合併の特例を設けることにより、実質的に親会社の子会社を用いて行う他の会社との結合取引という取引実態に沿って、取得と持分の結合の識別判定を行うことができ、三角合併が必ず取得と判定されてしまうことのないように手当がなされています。

## 3. 三角合併が取得と判定された場合の会計処理（パーチェス法）

取得と持分の結合の識別判定を行った結果、持分の結合と判定された取引は持分プーリング法による会計処理を行い、持分の結合と判定されなかった取引は取得と判定され、パーチェス法による会計処理が適用されます。企業結合会計基準は、持分の結合と判定される取引を前述の3要件を満たしたものに限定して持分プーリングの会計処理を適用することになっていますので、三角合併でなくとも持分プーリングの会計処理が適用できるケースは限定的と考えられています（共同支配企業の形成および共通支配下の取引と判定されるものを除く）。したがって、ここでは一般的に多く行われるであろう、三角合併が取得と判定された場合のパーチェス法の会計処理について説明します。

## 三角合併特集 1

## 設例

P社の100%子会社S社は、S社を存続会社とし、A社を消滅会社とする吸収合併契約を締結し、合併の対価としてA社株式1株につき親会社P社株式0.4株（交付株式総数20百万株）をA社の株主に交付する。

P社は上記合併を前提として、新株式20百万株を時価（一株当たり500円、発行時価総額100億円）で発行し、100%子会社S社に全株第三者割当を行い、その対価としてS社株式を取得する（親会社P社の子会社S社を引受けとする第三者割当新株発行をS社の株式を対価として行うことの会社法上の可否は法律事務所にご確認ください）。

それぞれの会社の合併前財務指標は以下のとおりである（スキームについては図表1参照）。

## 親会社P社

発行済株式数	100百万株
一株当たり時価	500円
時価総額	500億円
資本金等	100億円
当初S社株式取得	
価額	10億円
純資産	100億円

P社個別財務諸表		
諸資産	90	
S社株式	10	資本金等 100

## 子会社S社（P社の100%子会社）

資本金等	10億円
純資産	10億円

S社個別財務諸表		
諸資産	10	資本金等 10

## A社

発行済株式数	50百万株
一株当たり時価	200円
時価総額	100億円
資本金等	40億円
純資産	40億円

A社個別財務諸表		
諸資産	40	資本金等 40

A社の純資産時価は薄価と一致しているものとする

消滅会社A社の株主の合併後のP社における株式保有割合

$$20\text{百万株} / (100\text{百万株} + 20\text{百万株}) = 16.7\%$$

本件は議決権比率要件を満たさないため、親会社P社が実質的に子会社S社を利用し、自社発行新株を対価としてA社を取得したとするパーチェス法を適用する。

## 親会社P社の会計処理

## 個別財務諸表

（借）S社株式 100億円 （貸）資本金等 100億円

新株発行時価額100億円で資本金等増加および子会社S社株式取得を計上。  
（親会社P社の子会社S社を引受けとする第三者割当新株発行をS社の株式を対価として行うことが、会社法上適法であることを前提とします。）

### 子会社 S社の会計処理

#### 個別財務諸表

(借) P社株式 100億円 (貸) 資本金等 100億円  
 (借) A社純資産 40億円 (貸) P社株式 100億円  
 のれん 60億円

親会社P社株式を時価100億円で引き受け、対価としてP社に発行したS社株式をP社株式受入れ時価100億円で計上。

合併消滅会社A社の純資産時価40億円を受け入れ、対価としてP社株式を交付、A社純資産40億円の取得対価はP社株式の時価100億円となり、その差額がのれんとなる。

#### P社の連結消去仕訳

(借) S社資本金等 110億円 (貸) S社株式 110億円

S社の資本金等とS社株式の消去を行い、A社を取得した取引を連結上反映させる。

各社の合併後の個別財務諸表および連結財務諸表は、以下のとおりです。

P社個別財務諸表				S社個別財務諸表			
諸資産	90			諸資産	10		
S社株式	110	資本金等	200	A社純資産	40		
				のれん	60	資本金等	110

P社連結財務諸表			
諸資産	100		
A社純資産	40		
のれん	60	資本金等	200

### Ⅲ 他の手法との比較

三角合併の仕組み、会計処理は以上のとおりですが、三角合併を用いなくとも同じ再編、買収ストラクチャーを達成することは可能です。本稿では三角合併の会計処理をより理解するために、主に会計面からこれら代替的スキームとの比較を検討します。

三角合併と同じ効果を達成するための、現金を伴わない株式を用いた手法で、いくつかのステップを組み合わせた主なスキームとしては次の2つが考えられます。

- 1 親会社の株式と交換し完全子会社化した後に子会社同士で合併
- 2 親会社に吸収合併した後に子会社に事業を分割

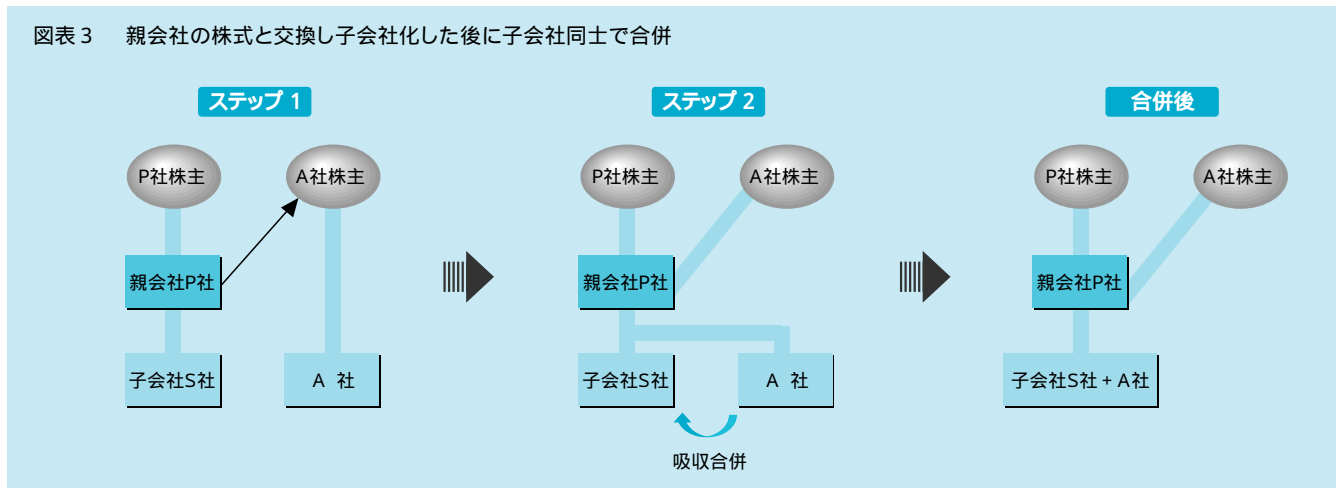
1. 親会社の株式と交換し完全子会社化した後に子会社同士で合併

#### (1)スキーム

親会社P社の株式とA社の株式を交換し、A社をP社の完全子会社とした後、A社と子会社S社でS社を存続会社とした合併を行う。なお、S社はA社に株式を発行しない(図表3参照)。

三角合併特集 1

図表3 親会社の株式と交換し子会社化した後に子会社同士で合併



単に A 社を自社株式で取得する目的のためであれば、親会社が日本法人の場合、このように株式交換を行えば三角合併を行わなくとも A 社を取得することができるので、子会社 S 社の利用または子会社 S 社との合併は必須ではありません。

親会社が外国法人の場合、日本の会社を自社株式で取得しようとするれば、会社法上、外国法人には株式交換による完全子会社化が認められていないので、日本法人である子会社 S 社を利用して三角合併を行う必要があります。これが三角合併に関して外国法人の利用が話題になっている理由の1つです。

親会社が日本法人であっても、たとえばP社が持株会社であり、A社の買収と事業法人である子会社S社との統合を同時に達成したい場合で三角合併を利用しない場合には、このように株式交換と合併の2ステップスキームを行う必要があります。

(2) 会計処理

親会社の株式と交換し完全子会社化した後、子会社同士で合併するスキームを用いた場合、それぞれを別の取引とする会計処理は以下のとおりです。

親会社P社の会計処理

個別財務諸表

ステップ1

(借) A社株式 100億円 (貸) 資本金等 100億円

ステップ2

(借) S社株式 100億円 (貸) A社株式 100億円

A社株主にA社株式と交換に発行したP社株式時価100億円で資本金等増加およびA社株式取得を計上。

S社とA社の合併により、A社株式は消滅し、P社は合併の対価としてS社株式を取得しない場合でも、消滅会社A社の株式の帳簿価額を存続会社S社株式の帳簿価格に加算する(適用指針203-2項(1))。

### 子会社S社の会計処理

#### 個別財務諸表

##### ステップ2

(借) A社純資産 40億円 (貸) 資本金等 40億円

共通支配下の取引として持分プーリングに準じた会計処理を採用した場合、合併消滅会社A社の純資産を適正な帳簿価額40億円で引き継ぎ、同額を増加資本金等として計上する(適用指針203-2I項(1))。

#### P社の連結消去仕訳

(借) S社資本金等 50億円 (貸) S社株式 110億円  
のれん 60億円

S社の資本金等とS社株式の消去を行い、S社の受け入れたA社純資産額の時価評価額40億円(A社の純資産時価額と簿価は一致しているものとする)とS社の合併を通じて引き継いだA社の取得価額100億円との差額をのれんとして計上する。

各社の合併後の個別財務諸表および連結財務諸表は以下のとおりです(取引前の各社財務諸表は三角合併前と同じであると仮定します)。

P社個別財務諸表				S社個別財務諸表			
諸資産	90			諸資産	10		
S社株式	110	資本金等	200	A社純資産	40	資本金等	50
P社連結財務諸表							
諸資産	100						
A社純資産	40						
のれん	60	資本金等	200				

当該スキームを利用した場合、連結会計上は三角合併の場合と同じ結果となり、実質的にP社が子会社S社を通じてA社を取得した会計処理を行うこととなりますが、親会社の株式と交換し完全子会社化する取引と子会社同士の合併をそれぞれ別々の取引として処理する場合、個別財務諸表上は、異なる会計結果となります。すなわち、三角合併の場合の会計処理と異なり、合併後のS社の個別財務諸表上にはのれんが発生しない会計処理となります。ただし、親会社の株式と交換し完全子会社化する取引と子会社同士の合併を一体の取引とみなす場合、S社の個別財務諸表上も三角合併の場合と同じ会計処理を行うとする考え方もありますので、留意してください。

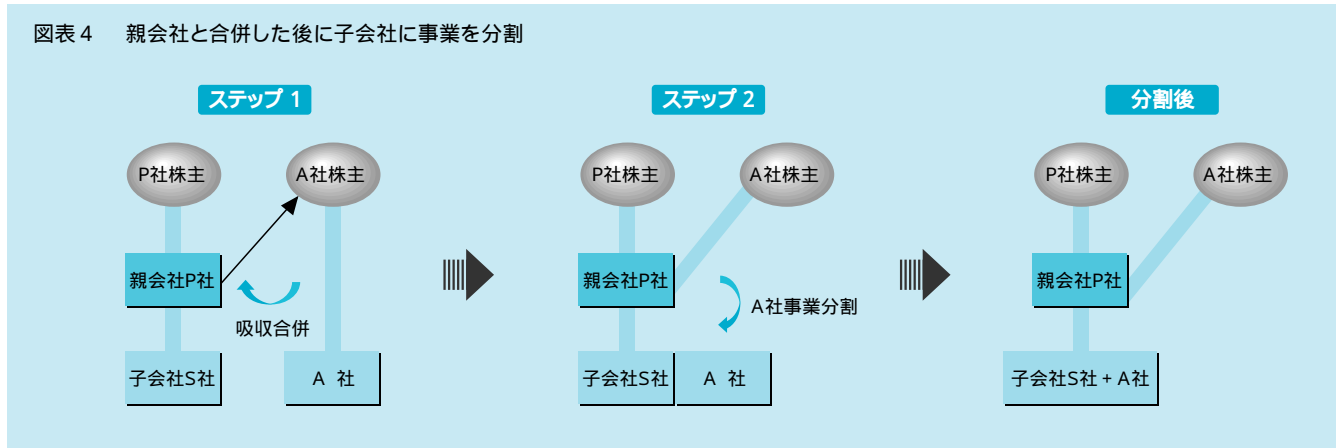
## 2. 親会社に吸収合併した後に子会社に事業を分割

### (1) スキーム

親会社P社とA社が直接合併を行い、消滅会社A社の株主は対価としてP社の株式の交付を受ける。その後P社は受け入れたA社の事業をそのまま子会社であるS社に会社分割を行いS社とA社を統合する。なお、S社はP社に分割対価としてS社の株式を発行しない(図表4参照)。

三角合併特集 1

図表 4 親会社と合併した後に子会社に事業を分割



(2) 会計処理

親会社に吸収合併した後に子会社に事業を分割するスキームを用いた場合の会計処理は、以下のとおりです。

親会社P社の会計処理

個別財務諸表

ステップ1

(借) A社純資産 40億円 (貸) 資本金等 100億円  
のれん 60億円

ステップ2

(借) S社株式 100億円 (貸) A社純資産 40億円  
のれん 60億円  
(借) 資本金等 100億円 (貸) S社株式 100億円

P社はA社の吸収合併に際して、消滅会社A社の株主に交付したP社の株式時価額100億円を増加資本金等として計上し、A社から受け入れた時価純資産額40億円と増加資本金等と同額の取得原価100億円との差額60億円をのれんとして計上。

P社は、A社事業の分割に際してまず最初に会社分割の会計処理を行い、分割により移転したA社のP社における適正な帳簿価額（のれん計上額60億円を含むことを前提とする）を減額し、A社を分割し対価として受け取ったとみなしたS社株式の取得原価を移転事業に係る株主資本相当額、すなわち分割前のA社のP社における適正な帳簿価額（のれん計上額60億円を含むことを前提とする）100億円にもとづいて計上。

その後、P社は受け取ったとみなしたS社株式をS社に分配する会計処理に準じた会計処理を行い、S社株式の取得価額100億円に相当する株主資本を減額させる（適用指針203-2項（2））。

### 子会社S社の会計処理

#### 個別財務諸表

##### ステップ2

(借) A社純資産 40億円 (貸) 資本金等 100億円  
のれん 60億円

P社から分割受入れしたA社のP社における適正な帳簿価額(のれん計上額60億円を含むことを前提とする)を計上し、同額増加資本金等として計上(適用指針203-2I項(2))。

#### P社の連結消去仕訳

(借) S社資本金等 10億円 (貸) S社株式 10億円

S社の分割により増加する前のS社資本金等とS社株式の消去を行い、S社とA社の統合処理を連結上反映させる。

各社の合併後の個別財務諸表および連結財務諸表は、以下のとおりである(取引前の各社財務諸表は三角合併前と同じであると仮定します)。

P社個別財務諸表			S社個別財務諸表		
諸資産	90		諸資産	10	
S社株式	10	資本金等 100	A社純資産	40	
			のれん	60	資本金等 110
P社連結財務諸表					
諸資産	100				
A社純資産	40				
のれん	60	資本金等 200			

当該スキームを利用した場合、連結会計上は三角合併の場合と同じ結果となり、実質的にP社が子会社S社を通じてA社を取得した会計処理を行うこととなります。個別財務諸表に関しては、P社が合併に際して個別財務諸表上計上したA社ののれんがすべてS社に移転されるという前提のもとでは、S社の個別財務諸表も三角合併の場合と同じ会計処理になりますが、P社において一旦のれんが個別財務諸表上計上され、その後分割にてS社にのれんが移転するというプロセスを経るところが三角合併の処理と異なります。したがって、たとえば分割するA社事業の範囲がA社事業の一部であったり、またP社が個別財務諸表上計上したA社ののれんの全部が移転したとみなされない場合には、対応するのれんの一部または全部がP社の個別財務諸表に残ることも考えられます。

また、このケースのように親会社が100%子会社S社に事業を移転し、かつ、対価(子会社S社株式)が支払われない場合には、親会社の個別財務諸表においては子会社株式を増加させることはできず、親会社の株主資本を変動させることになることに留意してください。なお、当該会社分割において、対価(子会社S社株式)が支払われる場合には、P社はS社株式を計上し、P社株主資本を変動させない処理となります。

## Ⅳ まとめ

このように、いずれのスキームを利用してもP社の連結財務諸表上の会計処理は同じ結果となりますが、それぞれの個別財務諸表上の会計処理は異なる可能性があります。また、税務上の取扱いには別途適格性の判定を行い処理することになっていきますので会計上の処理と異なる可能性があります。法人税課税は連結納税制度を採用していない限り個々の会社単位で行われますので、税務上の影響は個別会社単位で検討する必要があります。

対価の柔軟化、三角合併の解禁に伴い買収・事業再編のスキーム選択の幅が広がりました。同じ買収、事業再編目的を達成するためのスキームの選定は、法務の観点、労務の観点、事業の許認可の観点等さまざまな視点からの検討が必要ですが、会計処理、税務の観点も重要なポイントとして事前検討を忘れずに行うことが必要です。

### 参考文献

『実務対応 新会社法Q&A』  
日比谷パーク法律事務所 / あずさ監査法人 / 須藤・  
高井法律事務所【編著】  
清文社、2005年

本稿の会計処理は、一般的な会計処理をわかりやすく説明するために設例を単純化しています。実際の会計処理は個別の状況によって異なる可能性がありますので、個々の事案ごとに担当の公認会計士にご相談されることをおすすめします。

〒162-8551

東京都新宿区津久戸町1番2号

あずさセンタービル

TEL : 03-3266-7500(代表)

FAX : 03-3266-7600

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。

© 2007 KPMG AZSA & Co.,  
an audit corporation incorporated under the  
Japanese Certified Public Accountants Law and  
a member firm of the KPMG network of  
independent member firms affiliated with  
KPMG International, a Swiss cooperative.  
All rights reserved. Printed in Japan.